平成２２年（フ）第１３３６号
大阪府羽曳野市島泉５丁目17番２号、前住所大阪府羽曳野市島泉６丁目５番12号
債務者　竹山　実明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２１号
堺市中区八田北町10番地31　１棟208号
債務者　小松　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８３号
大阪府高石市西取石３丁目２番６―501号
債務者　森　　和子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
堺市東区南野田555番地12、前住所大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―504号
債務者　林　　亮多
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
堺市西区上630番地37
債務者　平　　正治
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
堺市美原区南余部西１丁目１番２―506号
債務者　和田りよ子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
堺市西区鳳東町７丁754番地１　セジュール鳳206号
債務者　道本奈穂美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
大阪府富田林市藤沢台３丁目２番９号　A―102
債務者　西垣　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
堺市南区赤坂台３丁９番１―208号
債務者　植野　良一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地10棟305号
債務者　山根　昌子（旧姓泉谷）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
大阪府松原市大堀２丁目17―13　サンガーデン北川Ⅱ101号室、登録原票上の住所大阪府東大阪市御厨３丁目４番33号
債務者　「はんあり」こと岡田江利こと　金　明淑
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
広島県三次市吉舎町海田原129番地７　海田原住宅３－２、前住所広島県三次市吉舎町矢野地629番地
債務者　井上　憲文
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第７７号
香川県高松市檀紙町442番地２
債務者　川野祐喜子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８号
北海道赤平市字豊里33番地60
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
神奈川県平塚市中原２丁目４番４号　ヴィーヴル中原101号
債務者　安藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９６号
神奈川県平塚市御殿３丁目26番39号　コーポ穂高A―201
債務者　武藤　祐子（旧姓儀福）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９８号
神奈川県足柄上郡大井町金子1023番地　コーポ露木103号
債務者　石田　光明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

第明治三十二種五郵便物認可